

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

上越教育大学附属幼稚園

【基本方針】 園では次の三つを基本として、全教職員が共通理解して取り組みます。

## ○感染予防対策の徹底

- ・「三つの密」が同時に重なる場を徹底的に回避する
- ・他学級との接触の機会を可能な限り回避する
- ・学級単位での教育活動を基本とする

### <三つの密>

- ・密閉 (換気の悪い空間にいる)
- ・密集 (手の届く距離に多くの人がある)
- ・密接 (近距離での会話や発声がある)

## ○子供たちの様子をよく「みる」

ウイルス感染への不安、外出ができないストレス、生活習慣の乱れなど、子供たちをよく「みる」ことを大切にする。

## ○幼稚園生活への意欲付け

「幼稚園が楽しい」、「友達と一緒に遊べてうれしい」、「今年も頑張ろう」という意識付けをする。

## 【内容】

### I 感染症対策

#### 1 新型コロナウイルスへの正しい理解

- ・飛沫、接触でうつる感染症という点では風邪やインフルエンザと同様。誰でも感染者、濃厚接触者になりうる状況にある。
- ・正しく理解して、感染者や濃厚接触者、その家族、医療従事者に対し、差別や偏見がないようにする。
- ・正確な情報や科学的根拠に基づいた情報や行動を伝えるなどし、偏見や差別が生じないよう適切な指導をする。

#### 2 幼稚園における感染症対策

##### (1) 健康観察

###### ① 家庭での健康観察

- ア 毎朝、登園前に「検温」「風邪症状の有無」を「げんきカード」に記入する。
- イ 発熱（普段の平熱より高い）や咳、のどの痛み、倦怠感などの風邪症状がある場合は、家庭で休養させ、登園を自粛する。
- ウ 感染に対する不安により、登園を見合わせたい場合は、無理せず登園を控える。  
※園では「園長が出席させなくてよいと認めた日」（出席停止）とし、園児及び保護者の気持ちに寄り添うよう留意する。
- エ 緊急事態宣言の対象地域や特定警戒都道府県等に、何らかの理由で園児が往来した場合は、登園する前日までに幼稚園又は副園長に必ず連絡をする。
- オ 同居者に体調がすぐれない、いつもと様子が異なる者がいる場合は、慎重に判断する。
- カ 同居者が、**感染者や濃厚接触者に特定された**時点で、登園を自粛する。
- キ **登園に関し、特別な事情等がある場合は、園に直接電話をし、相談する。**

###### ② 園での健康観察

- ア 家庭での健康観察の結果を記入した「げんきカード」を登園時、担任に手渡しする。
- イ 担任は、朝の受け入れ時に、カードと園児の顔を見て健康観察を行う。感染症の疑い（発熱、咳、息苦しさ、発疹、嘔吐や下痢、顔色の悪さ等）がある場合は養護教諭（不在時は副園長）に報告する。  
**※新潟県において、まん延防止等重点措置が適用されることとなった場合は、その期間中、受け入れ時にも体温測定を行う。**

- ウ 欠席連絡を受けた場合は、別紙資料①「新型コロナウイルス感染症対応(欠席連絡・健康観察結果)について」を参照し対応する。

## (2) 基本的な感染症対策の徹底

### ①マスクの着用について

ア マスク着用は必須としない。幼児が教職員や友達の表情が見えないことで、園生活になじめない等の不都合を取り除くため。

ただし、密になる保育室内での活動等の際にはマスクの着用を促す。

また、11月から3月までの期間は、冬場の感染症の流行や気温低下による室内遊びの機会増加のため、幼児は原則マスク着用とする。

※新潟県において、まん延防止等重点措置が適用されることとなった場合は、その期間、幼児、教職員、保護者等はマスクを着用する。

イ 咳やくしゃみ、鼻水がある園児は、原則、登園を自粛してもらう。

ウ 予防のためのマスク着用は各家庭に任せる。マスクの種類は問わない。

### ②うがい・手洗いの施行

ア 登園時、手指の消毒(アルコール)をしてから保育室に入室する。

イ 朝の支度後、外遊び後、用便後、給食前は、必ずうがい・泡石けんで手を洗う。

ウ 給食・**おやつ**前は、うがい・泡石けん手洗い後、アルコールで消毒する。

エ 場面に応じて、園児にも使い捨て紙コップやペーパータオルを活用する。

※石けん、アルコール等を使えない園児は、流水で丁寧に手を洗う。

### ③十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事で免疫力を向上できるよう指導する。

## (3) 感染症対策の留意点

### ①保育室、職員室等の換気の徹底[密閉防止対策]

ア 窓を開けて換気を徹底する。空気が流れるように2方向の窓や扉を開ける。1時間に1回(5~10分程度)窓や出入口を広くあけて換気する。(冷房や暖房を使っている際も、窓は閉めない)

イ 保育室は主に生活の場とし、食事、着替え、帰りの集まり、自席での制作活動の際に使う場とする。

ウ 保育室内の机、いす、ロッカーなどは園児降園後に、水拭きをする。週1回(遊戯室は火曜日、やま組は水曜日、うみ組は木曜日、そら組は金曜日)次亜塩素酸ナトリウム溶液0.05%を使った消毒を行う。ドアの取手、電気のスイッチ、蛇口、水栓レバー等手が触れるところは、毎日、次亜塩素酸水で噴射の後、拭き取りを行う。

エ 廊下の絵本コーナーにテーブルとイスを設置し、静かに絵本を読む場所という指導のもと開放する。

※まん延防止等重点措置期間は、本の貸し出しはしない。

### ②昼食時の留意事項

ア 準備・片付けの際は、十分な間隔を空ける。

・手洗いの徹底。

・座席について座席間を離す。昼食前、テーブルクロスやテーブルを消毒薬(ヴィセブ)を噴霧してから、布巾でよく拭く。(使用した布巾は、毎回洗濯をする)

・常に十分な換気を行う。

イ 食事の際は、発達年齢に合わせた黙食を推奨するとともに、**感染拡大が心配される期間は、向かい合う座席においてパーテーションを使用する。**

ウ ハッピーランチについて

・配膳は、教職員が行い、園児が他の園児の食器を触らないようにする。

(4) 教職員の感染症対策

※職員室を共有していることから、教職員が感染すると多数の濃厚接触者が生じるおそれがあるので、感染予防の意識を強くもつことが大切。

① 教職員各自で行う予防・発生時対策

- ア 出勤前に検温を行い、体温記録票に記入して出勤する。
- イ 発熱（37℃以上を目安）や風邪症状がある場合は出勤しない。
  - ・健康管理に留意して、風邪症状がある場合には無理せず休む。
- ウ 保育中は、原則マスク着用とする。保育以外の勤務中は、マスク着用を徹底する。
- エ 感染者の発生状況をニュース等でチェックし、情報を把握する。
- オ 園内で発生した場合に備え、自身の行動歴や接した人に関して記録しておく。

② 職場全体で行う対策

- ア 全員で換気を徹底する。
- イ 保育室では、教員と園児、園児間の間隔をできるだけ離す。
- ウ 会議等を行う場合、「三つの密」の重なる場所を避け、近距離での会話をできるだけ避けたり、マスクを着用したりする。
  - ※会議は場所、時間（内容の精選）等を工夫して実施する。
- エ 職員の同居家族が感染者の場合、出勤を自粛し体調管理に努める。
- オ 職員の同居家族が濃厚接触者に特定された場合、原則として出勤を自粛するが、様々な状況を鑑み、その都度判断する。

3 休業等の基準

(1) 園児・教職員について

令和3年2月4日 第34回新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定の「小中学校休業等の基準」、令和4年1月18日 第59回新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定の「濃厚接触者の待機期間短縮と検査について」、新潟県ホームページ「濃厚接触者の観察期間の考え方(2022年2月4日時点)」に則り、次のとおりとする。

	園児に症状あり	園児が濃厚接触者に指定※1	園児の感染が判明
園児本人	自宅で休養 (『出席停止・忌引等の日数』として扱うことが可能)	7日間の出席停止 ※2	治癒するまで出席停止、 無症状の場合、検体採取日から7日間を経過した後、 自宅療養解除
園全体	休業しない	休業しない	全部又は一部の臨時休業 →その後、保健所等の助言を踏まえて判断する ※3
周辺の学校・園	休業しない	休業しない	休業しない ※4

※1…同居する者の感染が判明した園児も同様に扱う。

<濃厚接触者の範囲>

○幼稚園での参考例

- ・換気していない教室や職員室で長時間一緒に過ごした。
- ・感染者と知らずに、けがの手当てをするなど、接触した。
- ・職員室や教室の座席が、感染者の両隣、前後、対面、斜め前後の席に位置している。
- ・手が触れることができる近い距離で会話した。など

○一般的な参考例

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、機内を含む)があった者
- ・適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症が疑われる者を診察、看護、介護していた者

- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※5）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）
  - ※2…同居家族の場合は、感染者の発症日(無症状の場合は検体採取日)、また、同居家族以外の場合は感染者と最後に接触した日の翌日から7日間とする。
  - ※3…保健所等からの助言を受け、感染者の学校における活動状況等を踏まえ、臨時休業の要否、範囲、期間を判断する。あわせて、濃厚接触者の特定等のための調査に協力するとともに、必要に応じて園舎の消毒等を実施する。(臨時休業を行った場合)保健所、学校医等の助言を踏まえ、園内での感染拡大の可能性が低いと判断される場合には、幼稚園を適宜再開する。
  - ※4…感染経路や地域の感染拡大状況等を踏まえ、幼児の通園状況や日常的な行動範囲等を考慮し、必要がある場合には、本学の危機管理対策本部と十分に協議の上、感染者が発生していない幼稚園を休業する場合もあり得る。
  - ※5…必要な感染予防策については、マスクを着用していたのかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

## (2)教職員の勤務

- ① 教員本人が罹患…病気休暇
- ② 発熱等のかぜ症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合…特別休暇
- ③ 濃厚接触者である等…在宅勤務とし、職務専念義務免除
  - ※臨時休業する場合においては、在宅勤務や時差出勤のほか、ローテーションで出勤するなどの自身の健康にも配慮する勤務形態の工夫を可能な範囲で行う。

## 4 出席停止について

### (1) 出席停止として扱うもの

- ① 園児の感染が判明した場合
  - ・ 治癒するまでの期間
- ② 園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合
  - ・ 濃厚接触者と認められる場合の自宅での待機期間（7日間）。
- ③ 以下の場合で、保護者から連絡があった場合（状況等を丁寧に聞き取り、柔軟に対応する）。
  - ・ 園児等に発熱等の風邪の症状が見られるとき
  - ・ 感染に対する不安により、登園を見合わせたい場合
- ④ 「生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長(園長)が判断する場合」(参照：令和3年2月19日 新型コロナウイルス感染症に対応した接続的な学校運営のためのガイドラインの改正について(通知))

(2) 「登校許可証明書」の提出について、上記の①～④については不要とする。

### (3) 発生報告について

感染が確認された園児、濃厚接触者に特定された園児等について情報を得た場合は、附属学校課（附属小学校事務室）に報告する。

## II 教育活動

感染拡大の状況、社会情勢、県内の感染状況等により、附属学校の動きを参考に教育活動を展開する。なお、変更はその都度、緊急メールで通知する。

### 1 園生活について

#### (1) 遊び等について

ア できる限り外遊びを奨励する。(雨風の日でも外で遊ぶ。)

天気の良い日は遊戯室を開放しない。

※11月頃からは、気温低下など天候の状況から室内遊びも可とする。

イ 室内の遊び道具は厳選し、家庭からの廃材の持ち込みは期間を決めて回収する。

期間：毎月登園初日(5月～)

回収する物：ラップやトイレットペーパーの芯、ティッシュやお菓子の小さめの箱

回収しない物：牛乳パック、プラスチック容器、卵パック、トレイ、ペットボトル、キャラクターが描かれた物

※まん延防止等重点措置適用期間は、廃材の回収は中断する。

ウ 冬期期間(11月～3月)及びそれ以外の期間の雨天時は、遊戯室を遊び場所として開放する。

エ 各保育室への行き来については、異年齢の関わり等の遊びでの行き来は可とするが、目的がなく、ただ通り抜けたり、鬼ごっこで走り抜けるだけはさせない。

オ 帰りの集まりの際には、静かに読み聞かせや話を聞くように援助する。

カ 熱中症及び暑さ対策の観点からプールを活用した水遊びは実施する。ただし、感染予防、プール等の衛生管理にこれまで以上に配慮して実施する。

#### (2) 園行事について

(令和4年3月7日現在)

ア バスを利用する園外保育の際は、マスクを着用してバスに乗車する。

イ 予定されている園行事(保育参観、雪遊び遠足、30周年お楽しみ発表会、修了式等)は感染防止対策を講じた上で実施する。

#### (3) 預かり保育の提供について

幼稚園が臨時休業を行う場合であっても、感染状況を鑑み、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、縮小して預かり保育を実施することもある。

参照：令和3年2月19日改訂 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン「幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施することを通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討する。」

### 2 PTA活動等について

(令和4年3月7日現在)

ア 今年度の保護者は50名以下のため、現時点では開催場所や方法を工夫して原則、対面型で実施する。

イ 保護者はマスクを着用して、会議、活動に参加する。

ウ 事前打ち合わせ等の集会の機会を厳選するとともに、短時間で終了するように努める。

エ まん延防止等重点措置期間は、保護者からの園児への読み聞かせは行わない。